

令和 6年 4月 3日

関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和6年8月から令和6年11月における障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る)指定に係る開設前説明会の開催について(通知)

日頃から本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

本市においては、新規に障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。以下「通所事業所」という。)の開設(単位追加・法人変更等を含む)を予定している事業者の皆様に向け、サービスの趣旨等を十分に御理解いただくため、川崎市障害児通所支援開設前説明会(以下「開設前説明会」という。)を実施しております。

今回の開設前説明会は、令和6年8月から令和6年11月に通所事業所を開設予定の事業者の皆様を対象とします。

1 日時

令和6年4月30日(火)

13時30分から16時30分(受付13時10分から)

2 会場

川崎市役所本庁舎2階ホール

川崎市川崎区宮本町1番地(JR川崎駅から徒歩約10分)※別紙会場案内図参照

※会場へは車以外の公共交通機関をご利用の上お越しく下さい。

車で来場された場合、駐車場の利用料金の割引・無料措置等は一切行いませんので、あらかじめご了承ください。

3 対象事業所

令和6年8月から令和6年11月に川崎市内で通所事業所の新規開設を予定している事業者

※今回の開設前説明会に参加しても、(延期する場合も含めて)令和6年12月以降に指定を受けようとする場合、原則として、再度対象期間の開設前説明会へ参加することが必要です。

4 対象者

事業所に配置予定の管理者又は児童発達支援管理責任者(原則1名・最大2名)

5 申込方法

次の web 申請フォームより申込手続きをお願いします。

URL : <https://logoform.jp/form/FUQz/524822>

※ **web 申請フォームの手続きの申込のみとなります。FAX による申込は受付しませんので、ご注意ください。**（申込後の電話連絡は不要ですが、必ず送達確認のため、申込完了後送付される、申込完了メールの御確認をお願いします。）

6 申込締切

令和6年4月19日（金）【厳守】

※締切を過ぎた申込みは受付できませんので御注意ください。

7 当日資料について

令和6年4月24日（水）までに、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しますので、印刷の上、当日御持参ください。電子機器等を持ち込むことも可能ですが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配布はございませんので御注意ください。

【掲載先】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

→「書式ライブラリ」

→「3. 川崎市からのお知らせ」

→「9. 事業者指定申請様式等（児童福祉法関連）」

(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=89&topid=3)

8 備考（事業者指定までの手続きについて）

新規指定申請を予定している事業者におかれましては、次の手続きが必要となります。

説明会参加後、「②事前確認・事前相談」の手続き時には、川崎市障害福祉・障害児サービス等事業所開設前調査票等必要書類を作成して御提出ください。

日程	手続き
令和6年4月30日	①川崎市障害児通所支援開設前説明会に参加
指定希望日の前々月の1日まで	②事前確認・事前相談
指定希望日の前月の1日まで	③申請書類の提出（郵送または持参）
指定希望日の前日までに	④川崎市から指定書の送付

※詳細な手続方法・スケジュールは説明会当日に御説明します。

障害者施設指導課事業者指定担当

TEL 044-200-2927

FAX 044-200-3932

会場（川崎市役所本庁舎 2階ホール）案内図

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

